

公益社団法人 佐賀県理学療法士会

広報規程

(趣 旨)

第1条 第1条 この規程は公益社団法人佐賀県理学療法士会(以下「県士会」)の、ホームページへの掲載及びその他の広報媒体を使用した広報に関して必要な事項を定めるものとする。

2 広報媒体はホームページのほか、メール配信、ソーシャルネットワーキングサービス(以下SNS)を含むものとする。

(目的)

第2条 広報の目的は次のとおりとする。

1佐賀県民を始めとした国民に対し、理学療法(士)の活動を啓発すること。

2県士会員の臨床活動、職能活動、学術・研究活動に資する情報を発信すること。

(ホームページ掲載及びメール配信の基準)

第3条

(1)対象

県士会に掲載依頼のあった以下のものとする。

- ① 学会・研修会・セミナー・イベントの案内。
- ② 県民対象の公開講座等の案内。
- ③ 理学療法の啓発活動に関する報告および紹介。

(2)条件

① 県士会および県士会員にとって有益な情報であり、公益性が高い(受益者が一部に偏らない)こと。

② 個人の中傷・誹謗あるいはこれに準ずるものは不可とすること。

③ 研修会・セミナー・イベント等に関しては、下記の条件を満たすこと。

ア. 主催者が本会、公益社団法人日本理学療法士協会、他都道府県理学療法士会、本会が協賛・後援等で支援している団体又は関連団体であること。

イ. 受講費等の受益者負担が妥当であること。

④ ③ア、で示した以外の団体が主催する研修会・セミナー・イベント等の場合は、以下の条件をもとに会長・副会長の協議を経て会長が定めるものとする。

ア. 日程が県士会主催の研修会等の日程と重なっていないこと。なお、重複する場合はホームページ掲載のみとする。

イ. 営利目的ではないこと。

ウ. 県士会員が参加できること。

エ. 県士会員または県士会所属施設からの依頼であること。

オ. 研修会・セミナー等の参加には、主催する学会や研究会等への入会を条件としないこと。

(3) 申請

① 申請に関しては県士会様式「掲載依頼申請書」を使用し申請する。但し、(2)③アに該当する場合は開催要項のみの申請で可能とする。

② 申請の際、下記の必要事項を明記すること。

研修会・セミナー・イベントの名称、主催者名(団体名)、内容、講師氏名、参加対象、日時、会場、費用、定員、申込方法(郵便番号、住所、担当者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス)、その他

③ 期限に関して、研修会・セミナー・イベント開催日の2か月前とする。

(4) 掲載料

① 掲載料は無料とする。

(SNS の取り扱いについて)

第4条 SNS の管理については事務局にて行うこととし、固有の識別情報をもって公式アカウントとする。

2 事務局を SNS 公式アカウントの総括担当部署とし、本会が保有する公式アカウントの開設審査・承認およびアカウント登録に関する諸事項の決定、アカウント停止・廃止に関する決定などの総括的な事務にあたることとする。

3 情報発信は原則として事業を統括する局長判断とするが、SNS の即時性を考慮しあらかじめ決められた事項については発信できるものとする。

4 利用者からのコメントやダイレクトメッセージへの返信は必ずしも行わないものとする。緊急の質問等に関しては事務局で対応することとし、その旨の誘導を行う。コメント等の掲載および保存を含むいかなる責任も負わないものとする。不適切と考えられる内容については、総括担当部署の裁量において削除することができるものとする。

(附則)

1. この規程の定めるもののほか、広報等に関し必要な事項は理事会の決議を経て会長が定める。

2. この規程は理事会の決議を経なければ変更、改廃することができないものとする。

3. この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(附則)

1. この規程は、平成 26 年 9 月 17 日より一部改正し施行する。

(附則)

1. この規程は、平成 29 年 1 月 21 日より一部改正し施行する。

(附則)

1. この規程は、令和 5 年 7 月 10 日より一部改正し施行する。